

# 製品安全規制の改正、見直し事項

2020年3月  
経済産業省  
産業保安グループ<sup>o</sup>  
製品安全課

# 雑音の強さ基準の追加（PLCを内蔵した電気用品） [電気用品安全法]

- PLC（Power Line Communication）は家庭内の電力線を利用した通信技術であり、既にPLCモデムについては電波法上の型式指定に係る試験方法や許容値が定められている。
- こうしたPLCモデムモジュールを家電製品等に内蔵した場合の電安法上の扱いを明確にするため、PLCを内蔵した電気用品の雑音の強さに関する基準値を技術基準解釈通達に追加した。

### 改正の概要

- ① PLCとは、電力線を通信回線として利用する技術で、既設の電力線を利用できることから通信線新設を要しないことが特長である。  
しかし電力線が逆にアンテナとなり、電波が漏れやすくなるため各種無線通信などに影響を与える可能性が懸念される。
- ② このため電波法では、高周波(2～30MHz)帯のPLCについて、電波が漏洩しても、他の通信に影響を与えない許容値を設定している。
- ③ 電安法においては、家電製品にPLCモデムを内蔵した場合、主たる用途は家電製品であるため、外形的には電安法技術基準解釈通達における家電製品の雑音の強さの基準値に適合する必要がある。
- ④ 一方で、電安法技術基準は性能規定化されており、「通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがない」ことを証明できるものであれば良いとされている。
- ⑤ 上記を踏まえ、「繋がる家電」の選択肢のひとつとして、PLC内蔵家電の普及促進の観点から、PLCを内蔵した電気用品の扱いについて、技術基準省令解釈通達の別表第10（雑音の強さ）を改正し、原則、電波法PLC基準に適合するものは電安法の雑音の強さに適合したものとすることを追記した。

### 審議過程

事業者が実施した実証試験の結果を踏まえた電気用品調査委員会雑音部会における延べ5回の審議の後、パブリックコメント等の所定の手続きを経て、電安法技術基準省令解釈通達を2019年12月25日付けで改正した。

#### (参考) 電波法PLC許容値 [一部]

試験項目	周波数帯 (MHz)	準尖頭値 dB(μA)	平均値 dB(μA)
伝導妨害波 電力線電流 (通信状態)	0.15～0.5	36～26	26～16
	0.5～2	26	16
	2～15	30	20
	15～30	20	10

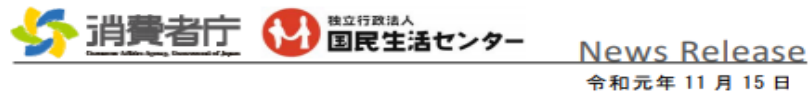


# 木製ベビーベッドの事故への対応 [消費生活用製品安全法]

- 消費生活用製品安全法では、乳幼児用ベッドを特別特定製品として規制し、PSCマークが付されていない製品の販売を禁止している。特別特定製品は、事業者の自主検査に加え、登録検査機関が行う適合性検査の受検が必要。
- 2019年6月及び9月に木製ベビーベッドの使用時、収納部分の扉が不意に開いたために、乳児の頭部が敷具と収納部分の上枠の透き間に挟まって窒息し、死亡あるいは重体に陥ったという重大事故等<sup>(注)</sup>が2件発生した。
- 今回の事故を受け、通常使用状態のみならず、予見される誤使用等の状態においても頭部が挟まれにくい構造を有することを適合性検査の際に確認することとした。

(注) 消費者安全法（平成21年法律第50号）第2条第7項に規定されている。

## 消費者庁からの注意喚起



### 木製ベビーベッドの収納扉が不意に開き 乳児が窒息する重大事故が発生！

下部に扉付きの収納部分があり、床板の高さを調整できる木製ベビーベッド（以下「収納扉付床板調整木製ベビーベッド」という。）の使用時、収納部分の扉が不意に開いたために、乳児の頭部が敷具と収納部分の上枠の隙間に挟まって窒息し、死亡あるいは重体に陥ったという重大事故等<sup>1</sup>が令和元年6月及び9月に2件発生しています。

この事故は、安全基準に適合したマーク<sup>2</sup>（PSC、JIS 又は SG）が貼付された製品でも、収納部分の扉のロックを完全に掛けなければ発生する可能性があります。

#### 収納扉付床板調整木製ベビーベッドとは

- (1) 木製ベビーベッドの下部に収納部分がある。
- (2) 収納部分には、扉が付いている。
- (3) 床板の高さを調整できる。

これらの条件に該当するベビーベッドをお使いの方は、今すぐ、次の事故防止のポイントを実践してください。

#### 事故防止のポイント

- (1) 扉を開け閉めする都度、扉を手で引っ張るなどして、収納部分の扉のロックが掛かっていることを必ず確認してください。  
扉が開かないように、収納部分の上枠と扉をひもで縛るなど、簡単に開かない工夫も有効です。
- (2) 扉のロックを掛けることを習慣にしましょう。  
子供の月齢が低く、床板を高くしているため収納部分の上枠より敷具が上にある場合でも、子供が成長していくに連れて床板を下げて使用することもあるので、ロックを習慣にすることが大切です。
- (3) 収納部分の扉のロックが壊れていたら、直ちにベビーベッドの使用を中止してください。

## 事故の概要

保護者が、当該ベビーベッドに子供を寝かせて別室に移動後、子供の様子を見に戻りました。保護者が子供を発見したときには、当該ベビーベッドの収納部分の扉が開いており、子供は敷具と収納部分の上枠の隙間から、足から肩までがベッドの外に出て、頭部はベッド内でうつ伏せで、意識及び呼吸の無い状態でした（図1）。保護者は、事故前には収納部分の扉は閉じていたと認識していました。

図1 事故発生時のイメージ  
及び収納扉付床板調整木製ベビーベッドの構造



# ガス・石油機器の遠隔操作に係る基準策定等について

- 近年、通信インフラ等の整備により、通信回線等による遠隔操作を利用したガス・石油機器製品が各社から販売されてきているが、ガス機器の遠隔操作に係る技術基準が整備されていないため、各社独自の基準で製品を製造・販売しており、製品安全の観点から統一的な基準の策定が必要。
- 遠隔操作（OFF→ON）に係る技術基準については、すでに電気用品安全法では整備されており、これに準じて、一般財団法人日本ガス機器検査協会（J I A）内の委員会（委員は製造事業者・消費者団体等から選出）で検討、この検討内容に加え、ガス機器の特性等を踏まえてON→OFFも含めた基準を策定。省令・通達を改正する予定（2020年6月改正・施行（一部経過措置）予定）。
- 併せて、引用されているJ I Sが古くなっていることから、最新のJ I Sに合わせた見直しを行う。

対象製品	型式等	基準の策定状況等
ガス瞬間湯沸器・ふろがま等	自然排気式・開放式 （石油は自然通気形）	禁止
石油給湯器・石油ふろがま	その他	※リスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がないと評価されるもの等の基準に合致し、危険が生ずるおそれがないものは、操作可能。
ガスストーブ 石油ストーブ	自然排気式・開放式（放射式のみ）（送風機を有するものを除く） 石油は自然通気形	禁止
	その他	※同上
ガスこんろ	点火操作	禁止
	消火操作・火力調整（遠隔操作される機器の近くにいる人による操作を除く）	禁止（使用者がガス用品から離れた位置情報等を検知し自動的に消火する等機能を備えたものを除く）
カートリッジガスこんろ ガス漏れ警報器（ガス漏れ警報機能） 対震遮断器（復帰安全機構を有するものを除く） 液化石油ガス用ガス栓		禁止
その他供給機器（高圧ホース、低圧ホース、調整器）		操作するものがないため、規定しない。